

沖縄助成金センター

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第二地方合同庁舎1号館1階
TEL:098-868-1606

申請事業所名

担当者名

電話

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース・沖縄若年者雇用促進コース) 【計画書提出書類チェックリスト】

1 計画書を提出するコース(いずれかまたは両方に☑)

- ☐ 地域雇用開発コース ☐ 沖縄若年者雇用促進コース

2 提出様式

(地域雇用開発コース)

- ☐ 地様式第1号「地域雇用開発コース計画書」
☐ 地様式第12号「地域雇用開発コース事業所状況等申立書」
☐ (創業に該当する場合) 地様式第3号「職歴書(創業)<法人の代表者・個人事業主>」

(沖縄若年者雇用促進コース)

- ☐ 沖様式第1号「沖縄若年者雇用促進コース計画書」
☐ 沖様式第2号「沖縄若年者雇用促進コース事業所状況等申立書」

3 添付書類

(各コース共通)

- ☐ 事業所概要票(別紙1)
☐ (個人事業主の場合)開廃業届(税務署提出の写)及び事業主の運転免許証又は住民票等の身分証明書
※法人の場合、登記簿の提出は不要となりました
☐ 企業・事業案内のパンフレットやホームページ(既存の作成物)
☐ (事業主の委任を受けて代理人が提出する場合)委任状

委任状の参考様式及び詳細については、沖縄労働局HPトップ > 助成金 > 各助成金について
> 「支給申請書等の提出時には、委任状の提出及び身分証の確認が必要になりました。」を選択

- ☐ (他の補助金・助成金を受ける場合)要綱、内訳書(補助対象経費の内訳がわかるもの)等
☐ (飲食店の場合)食事・飲み物のメニュー(案)、営業時間の表示があるもの

(沖縄若年者雇用促進コース)

- ☐ 定着指導責任者任命報告書(別紙2の参考様式)の提出(原本)
* 雇入れた沖縄若年者の職場定着を図るため、計画日までに人事担当者等を定着指導責任者として任命して下さい。(今後は定着指導措置内容、定着指導状況の報告が必要となります)

4 注意

①原則、不備書類がある場合は受理できません。

②本助成金の計画書を提出する際に、申請事業主の事業内容や規模(資本金や企業全体の労働者数、関連事業所の有無)、申請事業所の事業計画(整備費用の内容、雇入れ人数や正社員・新卒等の構成)について具体的に確認します。

また、支給要件を満たさないことが明らかであると判断した場合は受理ができませんので、本助成金のパンフレット等(※)をあらかじめご精読願います。

(※)厚生労働省のHPで各提出様式や「地域雇用開発助成金支給申請の手引」ダウンロードが可能です。
(下記にアクセス又は「厚生労働省 雇用関係助成金」で検索 ⇒ 事業主のための雇用関係助成金
⇒ 「4. 雇入れ関係の助成金」中の地域雇用開発助成金を選択)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html